

長崎市監査公表第 12 号

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 4 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 8 月 17 日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	井	上	重	久
同	武	次	良	治



平成 30 年度

# 監 査 報 告

工事監査（前期）

理 財 部

環 境 部

水 産 農 林 部

中央総合事務所

上下水道局事業部

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

定期監査（工事監査）

## 第2 監査の対象

理 財 部（契約検査課、検査指導室）

環 境 部（東工場）

水産農林部（水産振興課）

中央総合事務所（地域整備1課、地域整備2課）

上下水道局事業部（水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課）

## 第3 監査の期間

平成30年4月2日から平成30年7月30日まで

## 第4 監査の範囲

今回の監査は、平成29年3月から平成30年2月までに発注したもののうち、次のとおり請負工事10件と業務委託4件を抽出した。

### 請負工事（10件）

件 名	所 管 名
1 東工場ごみ焼却施設クレーンバケット整備工事	東 工 場
2 為石漁港離岸堤整備工事	水産振興課
3 長崎市総合運動公園陸上競技場走路他整備工事	地域整備1課
4 中央公園整備工事	地域整備2課
5 琴海地区送・配水管推進工事	水道建設課
6 松が枝町・大浦町（径250・100耗）配水管布設工事	
7 城山台2号減圧槽耐震補強工事	給 水 課
8 東長崎浄水場浄水池漏水補修工事	浄 水 課
9 尾上町ほか特殊人孔築造工事	下水道建設課
10 南下水処理場受変電設備改築工事	下水道施設課

### 業務委託（4件）

件 名	所 管 名
1 市道昭和川平町線（昭和町1号橋ほか1橋）橋梁調査設計業務委託	地域整備1課
2 戸町3丁目屋敷迫地区急傾斜地崩壊対策地質調査及び測量設計業務委託	地域整備2課
3 浦上地区配水施設設計業務委託	水道建設課
4 中下水処理場解体ほか実施設計（基本設計）業務委託	下水道建設課

## 第5 監査の方法

契約事務、計画、設計、施工等が適法、適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類等の審査、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

## 第6 監査委員の除斥

三井敏弘監査委員は工事監査が対象とする期間において、理財部長として在職していたため、地方自治法第199条の2の規定により理財部に関する契約及び検査について除斥とした。

## 第7 監査の結果

法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導した。

### 指摘事項

#### 水産農林部

##### 1 為石漁港離岸堤整備工事

[水産振興課]

- (1) 受注者はクローラクレーンをトレーラで運搬した際、道路法に基づく特殊車両通行許可申請を行っていないかった。法令遵守の指導に留意されたい。

#### 上下水道局事業部

##### 1 琴海地区送・配水管推進工事

[水道建設課]

- (1) 設計図書に施工上必要な橋梁添架の図面・仕様書の添付がなく、工事打合せ簿による指示を交わさず、その図面・仕様書を受注者へ手渡していた。適正な設計、工事打合せ簿の処理に留意されたい。